

新潟家庭裁判所委員会（第4回）議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成17年6月30日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

なお、委員長を石塚章夫新潟家庭裁判所長とすることについて、全委員から異議はなかった。委員長は、鈴木正弘委員を委員長代理に指名した。

第2 議事

1 新潟家庭裁判所の事件概況説明

家事首席書記官及び少年首席書記官が、事件統計資料に基づき、それぞれ家事事件及び少年事件の概況を説明した。

2 高齢化社会と家庭裁判所の果たすべき役割（成年後見制度）についての意見交換

（学識経験者委員E）

新潟家裁が、5月13日に憲法週間行事として実施した「新潟家庭裁判所見学ツアー」に参加した。将来福祉関係の仕事を志す学生と一般の方を対象に、成年後見制度をテーマとしたシンポジウムが行われたが、学生からは熱

心な質問が出されていた。

認知症の方が不要な住宅リフォーム契約を結ばされる事件のような現象に対処することも必要だが、それよりも、転ばぬ先の杖として、自分の財産の管理を判断能力があるときに行う任意後見を社会のルールとして位置づけることが重要であり、行政を含む社会全体で任意後見制度の普及活動に力を入れるべきではないかと感じた。

(学識経験者委員 J)

市町村役場の福祉担当職員、民生委員、福祉関係の N P O、N G O 職員など、普段一人で生活する高齢者と接する機会の多い方々が成年後見制度について知識を持てば、高齢者に対し成年後見制度に関するアドバイスができる。民生委員等に対する周知活動に力を入れてみてはどうだろうか。そうすれば、転ばぬ先の杖としての任意後見制度の利用も高まるのではないか。

(学識経験者委員 I)

自分で成年後見制度を認識するのが重要である。老人クラブの勉強会等で制度を説明すると、お年寄りが元気なうちに利用できる例が増えると思う。

(学識経験者委員 F)

金融機関では、平成 15 年から法律により本人確認を厳格に行うようになった。自分で金融機関に出向くことができないお年寄りが、身内に預金の引き出しを頼んだような場合、「本人でないから。」という理由で払い出しができないケースがある。どちらも外に出られない高齢の夫婦で、一方が認知症になったらどうするというような、お年寄りが外に出られないときに誰が預金の引き出しに行くのかという問題があり、このような相談を受けたときは、成年後見制度について紹介しているし、必要があれば司法書士や法曹に相談してほしいと説明している。成年後見制度を利用することでトラブルが避けられるのではないかと思う。金融機関としても、成年後見制度の発足後、徐々に利用件数が増えることを期待したが、なかなか利用されていないとい

うのが実態であり残念である。

(法曹委員 K)

生活全般で保護・支援する後見よりも、保佐や補助のように一部分のみの代理や同意の方が現実には需要が多いのではないかと。現実の事案では、一定の範囲で契約等の行為を制限する保佐や補助の制度を利用した方が相当と思われるものが多いが、普及していない。

ところで、社会福祉協議会等の団体にも成年後見人等を依頼しているのか。

(法曹委員 L)

裁判所では、リーガルサポートセンターに依頼した例がある。社会福祉協議会からは推薦を受けたが、依頼をしていないと思う。社会福祉団体は、成年後見制度に興味を持っていただいているので、働きかけを前向きに行っていきたい。

(学識経験者委員 D)

核家族化が進んでいる中で、いざというときに子どもがそばにいないという事態も考えられる。元気なうちに何とかしなければいけないが、任意後見のような大事な制度が社会に浸透していない。勉強会やボランティアの方を通じて浸透させてはどうかという意見はそのとおりだと思うが、そのためには制度を紹介する講師が必要になってくる。自治体や各種団体がこのような制度を周知させる行事を企画した際は、講師派遣について裁判所が協力していただけないか。

(委員長)

団体等で研修等を企画したときに御依頼があれば、裁判所としてできるだけ協力したい。

(学識経験者委員 A)

財産管理能力がないケースのうち、知的障害を原因とするような場合は、財産がほとんどないという方もおいでになり、成年後見手続に必要な鑑定料

を捻出できないというケースもある。鑑定料を補助するような手だてがないと、手続の利用が難しいのではないか。

(委員長)

今回の報道をきっかけに、各自治体でも予算の手当が検討されていくのではないのでしょうか。

(学識経験者委員 B)

成年後見等に関する意識は、若いうちから育てないといけない。現在は、子どもたちに財産の管理等について教えていないが、早い時期から法意識を醸成することが大事である。

(学識経験者委員 I)

子どもたちへの教育については、家裁の役割もあるのではないか。

(委員長)

意見が法教育に移ってきたようなので、法教育についての意見交換に移ることにします。

3 裁判員制度と法教育についての意見交換

(学識経験者委員 G)

裁判員制度のパンフレット等はどういうところに配布しているのか。また、ほかにも裁判員制度を一般市民に紹介することは行っているのか。

(事務局長)

パンフレットは相当数を自治体や弁護士会等の関係機関に配布している。また、裁判所では、毎月広報テーマを設定して、自治体の広報誌に掲載をお願いしており、数回取り上げられたが、なかなか取り上げていただけないのが実情である。

(学識経験者委員 G)

裁判傍聴をした際の感想であるが、裁判官や検察官の発言が、早口で声が

小さくて聞き取れず，しかも専門用語を多用していたという印象である。裁判員制度では，専門用語を素人にどれだけ理解してもらうかが重要になってくる。法曹三者は，裁判員制度に当たってこれらの課題にどのように取り組んでいるのか。

また，われわれの法意識の問題として，社会の中で物事を法に従って解決する意識がないと，成年後見制度も裁判員制度も定着しないと思う。裁判員を経験することで国民の中に法意識が醸成されていくのではないか。その意味で裁判員制度は積極的な意義がある。

ところで，成年後見制度については，新潟家裁発行の「成年後見Q & A」を見ても，後見人の仕事はなかなか複雑で，かつ専門的であり，子どもや兄弟などの親族ではなかなか務まらず，専門家の手助けがもっと必要なのではないだろうか。多少の金をかけてでも財産を守るという意識がないと，成年後見制度はうまく定着しないと思う。

(法曹委員M)

裁判員制度が導入されることになって，検察庁では，書面に頼らずに自分の言葉を使うように心掛けているし，法廷に提出する書面も分かりやすいものを作成するようにしてきている。制度の実施までに，なお検討を重ねていく予定である。

(法曹委員K)

同じ問題は弁護士会でもある。講師を呼んで，分かりやすい話し方の研修を予定しているし，専門用語を一般市民にも分かりやすくするよう努力している。

(委員長)

この前，新潟地裁で模擬裁判が実施されたが，検察官はパワーポイントを使って説明するなど工夫していた。裁判員制度の実施までに，もっと模擬裁判を繰り返して分かりやすい審理を心掛けていきたい。

(学識経験者委員 D)

裁判員の業務のボリュームは、模擬裁判を実施しても分からないのではないかと。国民の理解を得るには、裁判員となった場合に何日くらい拘束されるのか等、国民に強いる負担をもっと明確に示す必要があると思う。

(委員長)

本日の読売新聞に掲載されているが、自白事件で最長3日、否認事件で最長5日で立証を終える審理を心掛けるとある。御指摘のように、国民に対し、「これくらいで裁判を行うからお願いしたい。」と数字を提示すべき時期にきていると思う。

(法曹委員 M)

裁判員裁判は、裁判の前に主張と証拠を整理することになっている。審理期間は、この公判前整理手続がどれくらい功を奏するかがターニングポイントではないか。

(学識経験者委員 F)

裁判員制度は、裁判で幅広い層から意見が出ることから、日本の歴史でも画期的だと思う。アンケートでは約70パーセントの人が裁判員をやりたくないと言っているが、制度が始まり、否応なしにやらなければならないとなれば、機能していくと思う。男女雇用機会均等法もそうだが、現在は、企業のコンプライアンス（法令順守）が求められており、企業がやりたくないとしてもこれを無視すれば企業が成り立たない。これと同じで、制度ができれば機能するものだ。新聞やテレビ等のメディアで制度の内容をPRしていけば、国民の理解が深まると思う。

(学識経験者委員 C)

裁判官の出前講義を新潟県で実施しているのを知った。一般市民は法に対する抵抗感もあるので、小さいころから法律によって解決する仕組みを教えることが大切であり、また、そのようなことが家庭で話題になることで、普

及啓発が期待できる。教育の場面でPRをしてはどうか。

(法曹委員K)

法的なものの考え方の定着が法の支配につながる。弁護士会では、新潟市主催の市民大学について、法的なものの考え方を教えるという観点から協力しているが、今年度は、裁判官と家裁調査官にも講師として参加していただくことになった。こういう企画に裁判所が参加することは嬉しい。

(学識経験者委員J)

法教育等のPR委員会を作って、裁判員について具体的に示してもらえると、国民も足踏みをしないで考えていくのではないか。裁判員の責任の重さだけでなく、ほかのこともPRしてほしい。

(学識経験者委員E)

国民として裁判に関わることが決まったが、裁くことの公正さが確保できるのかどうか、刑事裁判に関わる責任の重さとそれに耐えられるのかどうかという不安があるのが現状ではないか。また、一般人が裁判に加わってプロと同列に評決ができるのかどうか、法曹三者の意見が有罪、無罪の決定にかなり影響すると思う。

(委員長)

裁判官と裁判員の評議の仕方や裁くことの責任の重さが問題という意見だが、裁判を行う過程で裁判官等から説明をしていくので、理解していただくとと思う。

第3 次回期日

平成17年12月1日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	石 塚 章 夫
学識経験者委員	薄 田 祥 子
同	長 部 夕 三
同	佐 野 圭 子
同	鈴 木 三 也
同	竹 内 希 六
同	寺 澤 幸 男
同	内 藤 俊 彦
同	堀 内 敬 子
同	森 下 美知子
同	山 中 景 子
法曹委員	足 立 定 夫
同	鈴 木 正 弘
同	前 澤 康 彦

(2) 欠席者

学識経験者委員	風 間 士 郎
---------	---------

2 委員以外の裁判所の出席者

少年係裁判官	馬 場 潤
首席家庭裁判所調査官	倉 本 昌 一

家事首席書記官	野 寺 富 和
少年首席書記官	藤 田 耕 一
事務局長	上 田 正 俊
事務局次長	和 田 謙 二